

一人ひとりの人権が尊重される

まちをめぐりて

昨年から大山町人権尊重の社会づくり審議会
で、審議をしていた「大山町人権施策総合計画」
が策定されました。

人権施策総合計画の策定 にあたって

大山町では、人権・同和問題

の解消を町政の重要課題として
位置づけ、部落差別をはじめ、
障害者、女性、高齢者、在住外
国人などさまざまな問題に対す
る差別を解消するため、教育、
啓発活動などに積極的に取り組
んできました。

その結果、一定の成果は見ら
れるようになりましたが、まだ
まだ予断と偏見が今なお根強く
存在し、差別による問題が数多
く残されています。

こうしたなか、住民一人ひと
りの人権が保障される町づくり
を推進するため、平成17年3月
に「大山町人権尊重の社会づく
り条例」を制定しました。

今回策定された、「大山町人
権施策総合計画」は、昨年6月
に策定された「大山町総合計
画」に基づき、部落差別をはじ
めあらゆる差別の一日も早い解
決と、町民一人ひとりの人権が
保障される町づくりの目標を実
現するためのものです。

「人権の世紀」といわれる21
世紀に、この「人権施策総合計
画」を柱として、人権が尊重さ
れる町づくりを推進していきま
す。

人権を大切に

21世紀は、「人権の世紀」と
言われています。これには二度
の世界大戦や冷戦後の各地での
局地紛争、さらには経済開発の
優先による地球規模での深刻な
環境破壊・環境汚染などにより、
人類に多くの災いをもたらした
20世紀の経験を踏まえ、全人類
の幸福が実現する時代にしたい
という全世界の人びとの願望が

込められています。

人権とは人びとが生存と自由
を確保し、それぞれの幸福を追
求する権利です。人権は、すべ
ての人間が人間の尊厳にもとづ
いて持っている固有の権利であ
り、なによりも大切なものです。

人権施策総合計画の内容

- ① 人権擁護の確立
- ② 町民への啓発活動
- ③ 人権・同和教育の推進
- ④ 就労の安定
- ⑤ 福祉・保健衛生の増進
- ⑥ 産業の振興
- ⑦ 生活環境の改善

大山町人権施策総合計画の詳
しい内容については、町人権交
流センターや町立図書館で見
ることが出来ます。

また大山町のホームページで
もご覧になれます。



計画を町長に答申する富長源十郎審議会長(写真右)